

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正  
する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第〇号)による生活保護法(昭和25年法律第144号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 生活保護法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(別表関係)
- (2) この条例は、令和2年10月1日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第2条関係）		本則および付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)～(12) 省略		(1)～(12) 省略	
(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ 省略 ウ 法第50条第2項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指導 エ 法第50条の2（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理 オ 法第51条第1項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理 カ 法第51条第2項（法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消	市（大津市を除く。）	(13) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ 省略 ウ 法第50条第2項（法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指導 エ 法第50条の2（法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出等の受理 オ 法第51条第1項（法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退の受理 カ 法第51条第2項（法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消	

<p>しおよび効力の停止</p> <p>キ 法第53条第1項(法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定</p> <p>ク 法第53条第3項(法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取</p> <p>ケ 法第54条第1項(法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収および立入検査</p> <p>コ～シ 省略</p>		<p>しおよび効力の停止</p> <p>キ 法第53条第1項(法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定</p> <p>ク 法第53条第3項(法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取</p> <p>ケ 法第54条第1項(法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収および立入検査</p> <p>コ～シ 省略</p>	
<p>(14)～(59) 省略</p>		<p>(14)～(59) 省略</p>	
<p>(59)の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(以下この項において「例による保護法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 例による保護法第50条第2項(例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指</p>	<p>市(大津市を除く。)</p>	<p>(59)の2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(以下この項において「例による保護法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 例による保護法第50条第2項(例による保護法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指</p>	<p>市(大津市を除く。)</p>

定医療機関等の指導

エ 例による保護法第50条の2(例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出等の受理

オ 例による保護法第51条第1項(例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退の受理

カ 例による保護法第51条第2項(例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび効力の停止

キ 例による保護法第53条第1項(例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定

ク 例による保護法第53条第3項(例による保護法第54条の2第4項および第5項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

ケ 例による保護法第54条第1項(例による保護法第

定医療機関等の指導

エ 例による保護法第50条の2(例による保護法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出等の受理

オ 例による保護法第51条第1項(例による保護法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退の受理

カ 例による保護法第51条第2項(例による保護法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関等の指定の取消しおよび効力の停止

キ 例による保護法第53条第1項(例による保護法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による診療内容および診療報酬の請求の審査ならびに診療報酬の額の決定

ク 例による保護法第53条第3項(例による保護法第54条の2第5項および第6項ならびに第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

ケ 例による保護法第54条第1項(例による保護法第

<p>54条の2第4項および第5項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収および立入検査 コ～シ 省略</p>		<p>54条の2第5項および第6項ならびに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収および立入検査 コ～シ 省略</p>	
<p>(59)の3以下 省略</p>		<p>(59)の3以下 省略</p>	